

令和3年5月市議会臨時会提出案件資料

5月臨時

名 称	内 容				
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費  3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費  【こども家庭課】	補正額	103,696千円			
	財源内訳	国県支出金	市債	その他	一般財源
		千円 103,690		千円 6	
	[事業目的] 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費				
[事業概要] 児童手当受給者等を対象として、養育している児童一人あたり一律5万円を給付 ○人件費 7,967千円 ○事務費等 5,729千円 ○特別給付金 90,000千円					
(参考) ○対象要件 ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要） ② ①のほか、対象児童の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請） ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者  ○支給日 ①の対象者は非課税判明後、6月に支給 ②の対象者は申請受付後、随時支給					

令和3年5月市議会臨時会提出案件資料

5月臨時

名 称	内 容				
福島県沖地震による被災住宅修理支援事業費  8 土木費 1 土木管理費 2 建築指導費  【建築住宅課】	予 算 額	1,300 千円			
	財源内訳	国県支出金	市債	その他	一般財源
		千円 1,200			千円 100
<p>[事業目的]                      令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により、住宅の被害認定を受けた世帯（災害救助法の適用外市町村に限る。）に対する住宅被害の修理費用の支援に要する経費</p> <p>[事業概要]                      (1) 住宅応急修理事業補助金                      補助対象：準半壊以上の住家被害を受けた世帯                      ・準半壊：最大30万円                      (2) 一部損壊住宅修理支援事業補助金                      補助対象：準半壊に至らない住家被害を受けた世帯                      ・10万円（修理費に20万円以上要した場合）</p> <p>[補助金内訳]                      (1) 住宅応急修理事業補助金                      300千円× 1件＝ 300千円                      (2) 一部損壊住宅修理支援事業補助金                      100千円× 10件＝1,000千円                      合計 1,300千円</p>					